

計画目標

基本方針

重点課題

基本的な方向性

主な県の取組

県民一人一人が犯罪等により被害を被った人及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の置かれていた状況を理解し、その尊厳を重んじるとともに、被害者をはじめとする関係機関が犯罪被害者等支援施策を適切に実施し、県民の誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。

基本方針Ⅰ  
身体的・精神的被害及び生活基盤の回復、権利行使への取組の推進

重点課題1  
損害回復・経済的支援等への取組

- 1 損害賠償の請求についての支援等
- 2 給付金の支給に関する制度の適正な運用等
- 3 居住の安定
- 4 雇用の安定

- ・損害賠償請求制度の周知・広報啓発による各種支援制度の周知・相談窓口に関する情報提供・民事法律扶助制度に関する情報提供・暴力団犯罪による被害回復への支援
- ・給付金の支給に関する制度の適正な運用・国外犯罪被害者弔慰金の支給に関する制度の適正な運用・その他の公費支出の適正な運用・交通遺児等への支援制度の情報提供
- ・県営住宅入居への優先的取扱い及び配慮・DV被害女性等に対する一時保護
- ・雇用主等への周知・啓発・各種就労支援

重点課題2  
精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- 1 保健医療及び福祉サービスの提供等
- 2 安全の確保
- 3 保護、捜査、公判における配慮等

- ・精神保健福祉相談・救急医療体制の確保・生活支援・児童、生徒の健全育成・各種子育て支援・ひとり親家庭自立支援・障害者に対する経済的支援・福祉サービスの提供・聴覚及び言語障害者の安全確保等
- ・DV被害女性等に対する一時保護・児童相談所等一時保護施設等の運営・児童虐待防止・児童虐待への対応・被害者連絡制度による適切な情報提供・再被害防止措置の推進・暴力団等からの被害防止
- ・女性警察官等の効果的な活用・ビデオリンク等の保護措置の周知・警察施設における環境改善・外国籍犯罪被害者等への対応・カウンセリング体制の充実・被害児童からの事情聴取における配慮

重点課題3  
刑事手続への関与・拡充への取組

- 1 刑事手続への関与のための犯罪被害者等に対する情報提供の充実

- ・「被害者の手引」の活用・各種刑事手続における適切な説明、情報提供等・被害者連絡制度による適切な情報提供・検視及び司法解剖時における適切な説明・交通事故捜査体制の強化等

基本方針Ⅱ  
支援体制整備への取組の推進

重点課題4  
支援等のための体制整備への取組

- 1 相談及び情報の提供等の総合的支援
- 2 調査研究の推進並びに犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等
- 3 民間被害者支援団体に対する援助

- ・犯罪被害者等支援総合窓口による情報提供等・相談支援体制の充実強化・県性暴力被害者サポートセンターの運営・各種広報啓発資料の作成・配布・障害を理由とする差別相談の実施・「スクール・カウンセラー」制度の活用・被害者支援要員制度の適正な運用・市町村における適切な情報提供及び各警察署等との連携の促進・少年育成センターによる支援・少年の悩み事相談窓口における対応・DV被害者等に対する情報提供、相談支援等
- ・犯罪被害者等の支援に携わるボランティア等の養成・児童虐待防止のための事例検証・一時保護所の職員研修・教職員研修の充実・犯罪被害者等支援に関わる県職員の資質の向上・市町村職員への研修機会の提供等
- ・民間被害者支援団体等への支援の充実及び連携・協力関係の強化・交通遺児支援団体への支援等

基本方針Ⅲ  
犯罪被害者等を支えるための社会気運醸成への取組の推進

重点課題5  
県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- 1 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- ・児童・生徒への道徳教育・学校教育における人権教育の推進・社会教育における人権教育事業の活用・特定期間内における集中的な広報啓発の実施・県の広報メディアの活用・中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催・犯罪被害者等に関する個人情報の保護等